

南部町無料公衆無線LANサービス利用規約

南部町(以下「町」という。)は、災害時等における町民等の通信手段の確保を図り、また、平時においては観光情報、行政情報等の発信により、地域活性化の促進を図るため、誰でも無料で利用できる公衆無線LANサービス「なんぶ Free Wi-Fi」(以下「本サービス」という。)を提供する。

本規約は、本サービスの利用について必要な事項を定める。

(利用者資格)

第1条 町は、本規約に同意した者(以下「利用者」という。)に対して、本サービスを利用する資格を付与する。

(利用料)

第2条 本サービスの利用料は無料とする。ただし、利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず当該利用者が費用を負担するものとする。

(本サービスの内容)

- 第3条 本サービスでは、利用者が所持するスマートフォン、タブレット端末、パソコン等の無線LAN接続機能を使ってインターネットに接続することができる。
- 2 本サービスでは、利用時間の制限により60分毎にインターネット接続が切断されるが、第6条に定める利用者認証を行うことにより、再度利用できる。1日の利用回数に制限はない。
- 3 災害時等において、町は利用時間の制限を解除することができるものとする。
- 4 災害時等において、町は災害時統一SSID「00000JAPAN」を開放する。
- 5 本サービスでは、利便性向上のために無線区間の暗号化は行っていない。

(利用可能施設)

第4条 本サービスの利用可能施設は別紙1のとおりとする。

(本サービスの利用のための準備等)

第5条 利用者は、利用にあたり、自己の責任と負担において、次に掲げるものを準備するものとする。

- (1) Wi-Fi機能を搭載した、パソコン(電源装置を含む)、携帯電話(スマー

- トフォン)、タブレット端末等(以下「端末装置」という。)
- (2) 端末装置を使用してインターネット閲覧等を行うためのソフトウェア(以下「ウェブブラウザ」という。)
 - (3) 端末装置及び端末装置付属機器等に供給する電源

(利用の手続き及び利用者認証)

第6条 本サービスでは利用の際に、本規約に同意の上、無線LANに接続後に表示するウェブブラウザにe-mail アドレスまたは、SNS アカウントまたは、電話番号(SMS)のいずれかを入力し、利用者認証を行うものとする。

- 2 利用者は、e-mail アドレスまたは、SNS アカウントまたは、電話番号(SMS)の入力にあたり、町に対し真実、正確かつ最新の情報を提供するものとする。
- 3 利用者は、本サービスを利用する都度、利用者認証を受けるものとする。
- 4 町は、電話番号(SMS)による利用者認証回数を制限できるものとする。
- 5 災害時等において、町は利用者認証を解除することができるものとする。

(履歴情報及び特性情報の利用目的、取り扱い)

第7条 町は、利用者が本サービスを利用した際に、接続日時、認証を行った日時、MACアドレス、IPアドレス、メールアドレス、SNS アカウント、電話番号、接続端末、OS(Operating System)種別、ウェブ閲覧情報、ウェブブラウザ種別等の情報を取得する。

- 2 町は、取得した情報を、本サービスの利用状況の調査や内容の充実等に利用する。
- 3 町は、法令及び裁判官の発する令状等に基づき、警察等からこれらの内容について提出を求められた場合は、これに応じるものとする。

(個人情報の利用目的及び取り扱い)

第8条 町は、本サービスの利用に伴い、利用者から入手した個人情報を次の目的にのみ利用する。

- (1) 本サービスの提供のため
 - (2) 本サービスの利用状況を調査するため
 - (3) 何らかの必要に応じて利用者と連絡をとるため
 - (4) 本サービスの質を向上させ、利用者の便宜を図るため
- 2 その他個人情報の取り扱いについては、南部町個人情報保護条例(平成16年南部町条例第2号)に基づくものとする。

(著作権等)

第9条 本サービス及び本サービス上で表示される各種情報等に関する知的財産権(著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、ノウハウ等を含むがこれらに限定されない。)は、町又はそれぞれの権利の権利者に帰属する。

(公衆無線LANサービス利用のリスク)

第10条 本サービスは、公衆無線LANサービスであり、不特定多数の利用者が同時に利用可能なサービスであるため、悪意のある第三者が電波を故意に傍受し、IDやパスワード又はクレジットカード番号等の個人情報、メールの内容等の通信内容を盗み見る可能性がある。本サービスを利用する端末装置のセキュリティ対策や重要な情報の通信については、利用者の判断と責任のもとで行うこと。

(禁止事項)

第11条 利用者は、本サービスの利用に際し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 本サービスに使用されている画像、データ、情報等の全てについて、その有償無償や形態の如何を問わず、事前に町から書面による承諾を得ることなく、複製、転載、再配布等する行為
- (2) 町又は第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、ノウハウ等その他の一切の知的財産権を侵害する行為、又はこれらを侵害するおそれのある行為
- (3) 他の利用者に不快感を与える行為
- (4) 他人の信用若しくは名誉を侵害し、又は他人のプライバシー権、肖像権その他一切の権利を侵害する行為、又はこれらを侵害するおそれのある行為
- (5) 本サービスの提供又は他の利用者による本サービスの使用を妨害し、若しくはそれらに支障をきたす行為
- (6) 法令又は公序良俗に反する、又はそのおそれのある行為
- (7) その他、町が不適切と判断する行為

(免責)

第12条 町は、本サービスに不具合、エラー、障害等の瑕疵がないこと、及び本サービスが中断なく稼働することをなんら保証しない。また、特定の目的に対する適応性、知的財産権その他の権利の侵害等に対してもなんら保証しない。町は、本サービスにいかなる不備があってもそれを回復、訂正等する

義務を負わない。

- 2 本サービスでは、電波状況、回線状況によりその接続や速度は保証されない。
- 3 町は、利用者が本サービスを使用したこと、又は、使用できなかったことによって損害、トラブル等が生じた場合であっても、いかなる責任も負わない。
- 4 町は、以下に掲げる場合等において、利用者に生じる損害、トラブルに関して、その原因如何を問わず、いかなる責任も負わない。
 - (1) 利用者の使用環境により、本サービスが使用できない場合
 - (2) 町が本サービスを変更し、又は本サービスの使用を中止した場合
 - (3) 本サービスの使用により、利用者の端末、OS(Operating System)、ウェブブラウザ、各種ソフトウェア、その他付属機器に不具合が生じ、又は利用者のデータが消失、毀損等した場合
 - (4) 本サービスにおいて、利用者同士又は利用者と第三者の間で法令又は公序良俗に反する行為、名誉毀損、侮辱、プライバシー侵害、脅迫、誹謗中傷、いやがらせ等が生じた場合
- 5 町は、本サービス上に掲載される情報等について、明示又は黙示を問わず、その正確性、完全性、最新性、及び品質等についてなんら保証しない。また、町は、本サービスに表示される情報及びその変更、更新等に関連して、利用者に生じた一切の損害、トラブルに関していかなる責任も負わない。
- 6 町は、本サービスの仕様に関する質問には一切回答しない。

(情報の削除、通信利用の制限等)

- 第13条 町は、本サービスの意図的な不正利用や、端末装置の動作によってWi-Fiネットワークに負荷を掛ける場合には、個別の端末装置を識別したうえで帯域制限機能やセッション制限機能により利用が制限することがある。
- 2 町は、青少年の健全な育成等の観点から、フィルタリング(インターネットを利用して得られる情報について一定の条件により受信するかどうかを選択することができる仕組みをいう)による特定のウェブサイトへの接続を制限することがある。

(本サービスの中止等)

- 第14条 町は、電気通信設備の保守または工事上やむを得ない場合、予告なく本サービスの機能の全部又は一部の変更、中止又は終了することがある。なお、当該変更、中止又は終了により利用者又は第三者に損害が生じた場合で

あっても、町はいかなる責任も負わない。

- 2 利用者が本規約に定める事項の一つでも違反した場合、町は、なんらの通知を行うことなく当該利用者との間において利用者資格を解約し、当該利用者を本サービスから退会させ、本サービスの使用を中止させることができる。

(本規約の変更)

第15条 町は、本規約の内容を予告なく変更できるものとする。変更後に本サービスを使用する場合、利用者は当該変更について同意したものとする。

- 2 本規約を変更した場合、町はホームページ上への掲載等の方法で利用者に通知又は公表する。

(損害賠償)

第16条 利用者が本規約に違反したことにより、町が損害を被った場合、利用者はその損害を回復しなければならない。

(法令等の順守)

第17条 利用者は、本サービスの使用にあたって、本規約に加え、関連する法律、政令、省令、条例、規則及び命令等を遵守するものとする。

(準拠法及び裁判管轄)

第18条 本規約に関する準拠法は日本法とする。また、本規約又は本サービスに関連して町と利用者間で紛争が生じた場合、甲府地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附則

本規約は平成 31 年 3 月 1 日より実施するものとする。

別紙 1 (南部町無料公衆無線 LAN サービス利用可能施設一覧)

No.	施設名	利用できる場所	備考
1	南部町役場本庁舎	駐車場	指定避難所の駐車場
2	南部町役場分庁舎	駐車場	指定避難場所
3	南部町活性化センター	ロビー/ホール/駐車場	指定避難所
4	南部町農村環境改善センター	1 階ロビー/2 階ホール/ 駐車場	指定避難所
5	アルカディアスポーツセンター	ロビー/体育館/駐車場	指定避難所
6	アルカディア文化館	1 階図書館/2 階美術館/ 駐車場	図書館、登録博物館、 指定避難場所